

第3章（各論）

行政機関等の共同設置の拡大、全部事務組合等の廃止

堀内 匠

1 行政機関等の共同設置（地方自治法第252条の7関連）

これまで共同設置できる機関等として挙げられていた委員会若しくは委員、附属機関、長の事務を補助する職員、専門委員に加えて、あらたに議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、議会の事務を補助する職員を置くことができることとしたものである。

（概要）

第二九次地方制度調査会では、平成一二年のいわゆる分権一括法以降に進められた市町村合併をうけても地域ごとの合併の進捗状況には差異が見られることから、基礎自治体である市町村は、住民に身近な地方公共団体として、さらにその自立を高めるべく、行財政基盤の充実強化を図る必要があるとの認識が示された。そのための方策として、同会議答申では、市町村合併のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにするべきであるとの考え方を示している。そこで、諮問の第一、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方の内、今後の対応方策として広域連携の積極的な活用を促すための方策として、事務の委託等とあわせて以下のようにその方策を答申した。

市町村間又は市町村と都道府県との間で広域に連携することにより、事務をより適切かつ効率的に処理するため、従来から、地方自治法においては、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託など、多様な事務の共同処理の仕組みが設けられている。このような事務の共同処理の仕組みが一層活用されるよう、地方公共団体のニーズを踏まえた制度の見直しを行う必要がある。

（略）

機関等の共同設置については、現行の機関及び職員の共同設置に加え、効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、内部組織、事務局及び行政機関についても共同設置が進められるよう、制度改正を含めた検討を行うことが適当である。

また、諮問の第二 監査機能の充実・強化について、地方分権が推進されていく中、地方公共団体における監査機能の果たす役割はさらに増しているという認識の下で、監査能力の向上と実施体制の強化の方策として、監査委員事務局の共同設置を可能とするよう以下のように答申した。

監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局は重要な要素であり、監査委員事務局を単独で設置することのほか共同設置することも有効であると考えられる。しかしながら、現行制度上は、共同設置を可能とする規定がなく、事務局職員を共同設置することにより対応することとなる。今後、監査委員事務局の共同設置の促進を図るためには、事務局の共同設置を可能とする制度改正が検討されるべきである。

なお、このときの改正理由としては、行財政基盤強化のための自治体間の広域連携を促す他、選択の自由を自治体に与えるものであるとして、第一七四国会・参議院総務委員会（平二二年四月八日）では原口一博国務大臣が以下のように答弁している。「自治体の選択の自由を広げるものだというふうに考えています。それぞれの自治体がワンセット主義で、すべて自らのところで自己完結をしなければいけない時代は終わりました。お互いに情報を共有し、協働し、そして共同設置を置くことによって広域連携など多様な選択肢の中から最も適した体制を自らが選択していくことができるわけでございます。」

平成二一年六月の地方制度調査会答申を受け、総務省内では地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会を七月二七日に設置して有識者等を交えて検討した結果、平成二二年一月に報告書を公表した。ここでは、この改正の後各地方公共団体において積極的な活用が検討されることが期待される領域について、税務事務（特に滞納整理、資産評価）、国土調査、土木（設計・積算）、職員研修、観光振興、保健福祉、監査、選挙管理、会計管理・出納、消費生活センター、配偶者暴力相談支援センター、情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会、国民健康保険（事務）、保健所、生活保護（福祉事務所）、特定行政庁（建築確認等）、都道府県からの移譲事務といった部門を挙げている。

2 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これらを廃止するものである。

（概要）

平成二三（二〇一一）年五月の地方自治法の一部改正（法律三五号）により、全部事務組合、役場事務組合および地方開発事業団に関する規定は、これを削除することとなった。

なお、同改正法の成立時点において、地方開発事業団として青森県新産業都市建設事業団が存続しており、これを受け、同改正法附則第三条では、この法律の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例によるとの経過措置を設けている。

この改正により次の箇所が修正された。

第一条の三③、第二八四条第一項、同条第二項、同条第五項、同条第六項、第四節（第二九一条の一四）、第五節（二九一条の一五）、第二九三条第一項、第五章（第二九八条ないし第三一九条）

また、この改正により、第三編第四章財産区以下の条番号が前に詰められることになり、これに関する所用の改正が行われた。

この改正にあわせて、以下の関係諸法において文言の修正が行われた。

最高裁判所裁判官国民審査法、地方財政法、土地改良法、漁業法、農業委員会等に関する法律、公職選挙法、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律、建築基準法、地方交付税法、地方税法、地方公務員法、家畜伝染病予防法、国土調査法、土地収用法、税理士法、農地法、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、国税徴収法、法人税法、地方公務員等共済組合法、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、都市計画法、電気通信事業法、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律。

第二九次地方制度調査会において諮問された市町村合併を含めた基礎的自治体のあり方の中で市町村の広域連携について検討されたが、この中で全部事務組合等の廃止については議論されなかった。したがって、答申のなかにもこれを廃止するといった積極的な記述はない。しかし、全部事務組合等については長期にわたって設立の事例がなく今後存置する意義がないと見込まれることから、総務省内での検討の結果、廃止が盛り込まれることとなった。

この事案に関し、総務省内部での研究会・検討会の設置の事実その他文書上の記録は公表されておらず、また地方六団体からの要望にもそのような内容は見受けられないことから、端緒は不明である。